

医学研究センター

安全管理部門

禾 泰壽

(部門長, 医学部 分子生物学 教授)



安全管理部門は名前の通り、本学で行われる日常の医学研究活動のため実験を行っている研究者にとり、そしてその研究者が生活している社会にとり研究が安全に行われるように監督かつ管理をする部門です。管理といっても日々研究室を物理的に監督している訳ではありません。実験が安全に管理されることを前以て研究立案の段階で確認して承認することが主な仕事になります。例えば現在遺伝子組換え動物を使用する場合には第二種拡散防止措置承認申請を組換えDNA実験安全委員会に提出して法律(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多性の確保に関する法律)の規制に基づいて実験が計画されている事を明らかにしなくてはなりません。動物を実験に使用する場合には動物実験規定(動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律に即して作られた規定)に基づき動物実験計画書を各

キャンパスの動物飼育施設に提出してその動物実験小委員会の承認を受けなくてはなりません。自分で都合良く研究室で飼うという事は法律で禁止されています。RIの使用は当然ですが、RI管理区域内で行うのがRI研究施設放射線障害予防規定で決まっています。研究の安全管理というとなす思いつくのがこの3分野です。従って安全管理部門は本学の組換えDNA実験安全委員会、動物実験委員会、RI安全委員会さらに環境安全委員会と連携しています。

しかし安全管理部門の仕事は上記の分野だけではありません。本部門創設時には予想しなかったのですが世界的にバイオテロの可能性に対応するため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律が平成19年6月から施行され、研究者が病原体等を所有している場合に厳密に管理する事が大学に要請され、安全部門が本学におけるそれら病原体の管理状況を監督する事に関わることもになりました。さらに予想しなかったことは研究に使用される危険な薬品や麻薬の管理状況を把握することにも関わることもになりました(平成18年度末のケタミンの麻薬指定への対応では研究主任部門の協力を求めました)。これらの広い分野の安全管理作業を指揮することは本部門の能力を超えている事がこの2年間で明らかになってきました。

そこで平成19年度6月に安全管理部門は図1左側に示すように担当分野別に6つの分野をおき、それぞれに専門性の高い副部門長を指名して対応する体制をとる事としました。現在では研究の安全面で問題が起きた場合に6つの分野の何れかが対応する予定となっています。さらに本学はキャンパスが拡張分散していますので図1右側に示すようにキャンパスを5つ(毛呂キャンパス、川越医療センター、ゲノム医学研究センター、国際医療センター、保健医療学部)に分け、各キャンパスで実務を行う責任者を指名しました。従って現在本部門は6名の副部門長と30人になる実務担当者からなる大きな部門となっています(さらに創設時に組換えDNA実験関係専門で7人の部門員が指名されています)。

以上のように安全管理部門創設以来2年間の活動を通して研究の安全管理が予想しなかったくらい多岐の分野にわたり、かつそれぞれが重要である事が明らかになったのでこのように研究センターの中では最も機能分化した部門となっています。まあこれで部門長の仕事もかなり軽減されるのではないかと一人ひそかに期待している今日この頃です。

安全管理部門新体制

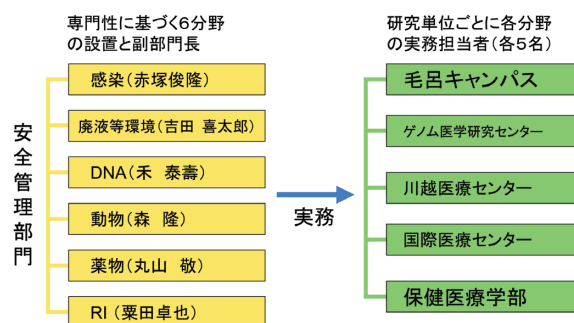


図1.